



新潟県報

発行 新潟県

第 18 号

平成29年3月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 213 知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明の一部改正（財政課）
- 214 災害対策基本法による指定地方公共機関の一部改正（防災企画課）
- 215 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 216 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 217 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 218 保安林の指定解除予定（治山課）
- 219 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 220 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 221 道路の区域変更（道路管理課）
- 222 道路の供用開始（道路管理課）
- 223 道路の区域変更（道路管理課）
- 224 道路の区域変更（道路管理課）
- 225 道路の供用開始（道路管理課）
- 226 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 227 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（情報政策課）

正 誤

平成29年2月28日付け県報第16号告示第192号中（砂防課）

告 示

◎新潟県告示第213号

知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	
(6) 土木部関係		(6) 土木部関係	
	証 明		証 明
1	(略)	1	(略)
～		～	

8		8	
9	建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第8項の規定による台帳の記載事項に関する証明		
10	(略)	9	(略)
11	(略)	10	(略)
12	(略)	11	(略)
13	(略)	12	(略)
14	(略)	13	(略)
15	(略)	14	(略)
16	(略)	15	(略)
(7)～(9) (略)		(7)～(9) (略)	

◎新潟県告示第214号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定による指定地方公共機関の指定(昭和37年11月新潟県告示第1100号)の一部を次のとおり改正する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米山 隆一

「えちごトキめき鉄道株式会社」を
 「えちごトキめき鉄道株式会社
 公益社団法人新潟県助産師会」に改める。

◎新潟県告示第215号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米山 隆一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン(通称名:2-FPM)及びその塩類
- (2) N-(1-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名:Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 1)及びその塩類
- (3) N-(2-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名:Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成29年3月6日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第216号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米山 隆一

1 講習会の主催者の名称及び住所

- 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 上原 至雅）
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 資格業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
- (1) 講習会場の名称及び所在地
興和ビル
新潟県新潟市中央区新光町6-1
- (2) 講習日程及び講習科目
第1日（9月25日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）
第2日（10月2日）衛生管理（6時間）
第3日（10月3日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格
平成29年8月18日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 18,000円
-

◎新潟県告示第217号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 上原 至雅）
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 資格業務部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
- (1) 講習会場の名称及び所在地
興和ビル
新潟県新潟市中央区新光町6-1
- (2) 講習日程及び講習科目
第1日（9月25日）公衆衛生（4時間）
衛生管理（2時間）
第2日（10月2日）衛生管理（6時間）
第3日（10月3日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格
平成29年8月18日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 18,000円
-

◎新潟県告示第218号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市宇津野字中ノ又澤853の8（次の図に示す部分に限る。）
-

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第219号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成29年3月7日

新潟県知事 米山 隆一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
高田北部地区	県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業	柏崎市	平成29年2月10日

◎新潟県告示第220号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成29年3月7日

新潟県知事 米山 隆一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
別俣地区	農業用排水施設整備・区画整理(中山間地域総合整備)事業	柏崎市	平成29年1月20日

◎新潟県告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟長浦水原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市下条字千刈85番1から	新	7.8~14.6メートル	791.6メートル
同市水原字下ヶ江2724番まで	旧	7.5~9.6メートル	791.6メートル

◎新潟県告示第222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 新潟長浦水原線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市下条字千刈85番1から同市水原字下ヶ江2724番まで

3 供用開始の期日 平成29年3月7日

◎新潟県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝谷三和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市宮内町字山伏3370番1まで	新	(A) 18.5～23.1メートル	112.0メートル
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市上条町字八ツ口493番1まで		(B) 18.5～49.4メートル	607.5メートル
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市宮内町字山伏3370番1まで	旧	18.5～23.1メートル	112.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒又山大栃山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市大栃山字浦山1279番3から 同市大栃山字マセ沢原874番2まで	新	9.0～16.0メートル	61.3メートル
	旧	8.0～12.0メートル	61.3メートル

◎新潟県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 黒又山大栃山線
- 2 供用開始の区間
魚沼市大栃山字浦山1279番3から同市大栃山字マセ沢原874番2まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月7日

◎新潟県告示第226号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年3月7日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年2月21日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼市中字大田746番3の内、 746番4の内	5.50	13.72

◎新潟県告示第227号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年3月7日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年2月21日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
村上市下鍛冶屋字大口345-1	5.00	50.00

公 告

予算の公表について（公告）

平成29年2月24日新潟県議会において議決された平成28年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

平成28年度新潟県一般会計補正予算

平成28年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ646,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,363,971,782千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入						
款	項	補正前の額	補正額	計		
第9款 国庫支出金		千円 177,613,482	千円 313,907	177,927,389		
	第2項 国庫補助金	135,160,003	313,907	135,473,910		
第12款 繰入金		27,514,939	332,154	27,847,093		
	第2項 基金繰入金	26,131,360	332,154	26,463,514		
歳入	合 計	1,363,325,721	646,061	1,363,971,782		

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	千円 9,220,428 4,507,525	千円 67,543 67,543	千円 9,287,971 4,575,068	
第6款 産業費	第3項 商業・地場産業振興費	142,249,260 302,878	8,000 8,000	142,257,260 310,878	
第7款 農林水産業費	第6項 畜産業費	108,966,595 895,932	570,518 570,518	109,537,113 1,466,450	
歳	出 合 計	1,363,325,721	646,061	1,363,971,782	

第2表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	漁環境保全創造工事調査委託契約	平成29年度			40,000千円			
	県水産物供給基盤機能保全事業工事請負契約	平成29年度			77,800千円			
	市町村営漁港施設機能強化事業補助金交付決定	平成29年度			156,100千円			
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金交付決定	平成29年度			59,500千円			
	復旧治山事業工事請負契約	平成29年度			129,440千円			
	緊急予防治山事業工事請負契約	平成29年度			60,000千円			
	防災林造成事業工事請負契約	平成29年度			185,000千円			
	地すべり防止事業工事請負契約	平成29年度			125,000千円			
	復旧治山工事調査委託契約	平成29年度			790千円			
	地すべり防止工事調査委託契約	平成29年度			15,000千円			
	県営かんがい排水事業工事請負契約	平成29年度			1,980,000千円			

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業工事請負契約	平成 29 年 度	1,010,000千円
県営農地防災排水事業工事請負契約	平成 29 年 度	434,370千円
道路改築工事請負契約	平成 29 年 度	100,000千円
建設関係災害復旧工事請負契約	平成 29 年 度	400,000千円

平成28年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成28年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,068,746千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 981,908	千円 86,838	千円 1,068,746
	第1項 国庫支出金	49,234	9,607	58,841
	第4項 繰入金	300,419	77,231	377,650
歳 入	合 計	981,908	86,838	1,068,746

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 981,908	千円 86,838	千円 1,068,746
	第1項 災害救助費	901,767	86,838	988,605
歳	出	合計	86,838	1,068,746

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報化職員研修（集合研修）について次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

平成29年度情報化職員研修（集合研修）業務

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成29年3月7日（火）から平成29年3月21日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年4月5日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 過去3年間に15名以上を受講者とした集合研修の形態で、エクセル2010、ワード2010及びホームページのパソコン研修を行ったことがある者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年3月28日（火） 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成29年3月30日（木） 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1) イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所において入札書を提出すること。ただし、提出者が代理人の場合は、委任状を併せて提出すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう送付すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令に定めるところによる。

平成29年2月28日付け新潟県告示第192号（土砂災害特別警戒区域の解除）

7 ページ22行の「平成24年10月30日新潟県告示第1313号」は、「平成20年11月4日新潟県告示第1699号」の誤り。
7 ページの

「

平谷地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
------	----------	---------	---------

」

は、

「

山口ー(1)地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山口ー(2)地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山口ー(3)地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

」

の誤り。